

提喩・反語・換喩・隱喩の構造

新城 直樹

【キーワード】 普通名詞・固有名・代名詞・引用表現・発話行為

1. 提喩・反語・換喩・隱喩とグライスの「会話の格率」

本稿では4種類の修辞技法の構造を考察するが、その目的としてこれら相互の関係性を整理することが挙げられる。この関係性の整理を行う上でグライスの「会話の格率」を指標とし、それぞれの対応を以下のように考えた。

- ✓ 「量の格率」 → 「提喩」
 - 要求に見合うだけの情報を与えなければならない
 - 要求された以上の情報を与えてはならない
- ✓ 「質の格率」 → 「反語」
 - 偽だと思ふことを言ってはならない
 - 十分な証拠のないことを言ってはならない
- ✓ 「関係の格率」 → 「隱喩」
 - 関連性のあることを言いなさい
- ✓ 「様態の格率」 → 「換喩」
 - わかりやすい言い方をしなさい
 - ◇ 曖昧な言い方をしてはならない
 - ◇ 多義的な言い方をしてはならない
 - ◇ 簡潔な言い方をしなさい
 - ◇ 整然とした言い方をしなさい

4種類の修辞技法の考察は後節で行うが、本節では各修辞技法の一般的な定義と「会話の格率」との対応について大まかな説明を行う。

1.1. 提喩と「量の格率」

ここで「提喩」は、意味の大小関係に基づいて「類で種を表す」あるいは「種で類を表す」修辞技法とする。広く知られている例として、「白いものが降ってきた」で「雪が降ってきた」ことを表す提喩があるが、これは「雪」という種を「白いもの」という類で表している。また、逆のパターンとして「種」で「類」を表すものがあり、「人はパンのみによって生きるにあらず」といった例がある。ここ

で「パン」という「種」で「食べ物」という「類」を表している。

以上のように、提喩は誇張表現の一種として考えることができる。これはグライスの会話の格率でいうところの「量の格率」に違反していると捉えられる。

1.2. 反語と「質の格率」

ここで「反語」は、本来指す対象／命題と反対の対象／命題を表すものとし、「アイロニー（皮肉）」表現も含めて考えていく。例として、散らかった部屋を見て「きれいな部屋だね」というものや、「君が責任をとって辞めてすむ問題なのか？（いや、それですむ問題ではない）」といった修辭疑問の形のものなどがある。

また、「エコー的言及」として相手がいったことばをそのまま返す種類の「反語」もある。例えば、Aが「いい天気だ」と言った直後に通り雨が降って、Bが「いい天気だ」と言った場合、Bが言ったことばは事実とは反するにもかかわらず、反語・皮肉として十分成立する。つまりここでBが言った「いい天気だ」はその反対の命題「ひどい天気だ」を表しようということである。

以上のように、反語は本来指す意味と反対の対象／命題を表すことから「偽だ」ということを言うてはならない、「十分な証拠のないことを言うてはならない」という「質の格率」に違反しているものと捉えられる。

1.3. 隠喩と「関係の格率」

ここで「隠喩」は、別のカテゴリーにあるもの同士をいくつかの類似点で結びつける修辭技法とする。例として、「太郎は犬だ」という場合、「太郎」は人間であり「犬」ではないので命題としては偽となるものの、「主人に忠実」、「群をなすことを好む」等といった類似点を表すことが可能である。この場合、「太郎が犬だ」は、「太郎は主人に忠実だ」、「太郎は群れをなすことを好む」等といった命題のうちどれを正確に指すのかといったことは話し手が詳細に言い直さない限り特定されない。聞き手はこれを前後の文脈や場の状況によって推測するしかない。隠喩のこのような性格は、「関連性のあることを言いなさい」という「関係の格率」に違反しているものと捉えることが可能である。

「隠喩」を「関係の格率」に違反しているものとする理由は、そもそも人間である「太郎」の人となりについて語るべき場で「犬」という無関係な表現をするという点にある。ここで重要なのは、「太郎」と「犬」が別のカテゴリーに属しているということと、現実にはその場において「太郎」と「犬」が隣接していないということである。例えば、太郎が犬を連れていて次郎が猫を抱いているとき、「太郎は犬だ。次郎は猫だ。」というウナギ文が成り立ちうるがこれは当然隠喩表現ではなく、「関係の格率」に違反してもいない。このウナギ文の場合は、あえて言えば表現として曖昧であるという点で「様態の格率」に違反しているものと捉えることができる。

1.4. 換喩と「様態の格率」

ここで「換喩」は、別のカテゴリーにあるもの同士を現実の隣接性によって結びつける修辞技法とする。例として、夏の衣替えの時期に「半袖が多くなったな」という場合、この「半袖」は「半袖を着た人」のことを表すが、「半袖」はあくまで「衣類」というカテゴリーにあり「人間」ではない。他に「一升瓶（の酒）を飲む」や「漱石（の小説）を読む」といった例がある。これらに共通していることは一様に省略表現であるという点である。省略表現は元々のことばの一部を削除したものであり、表現として十全でないものだと位置付けると、これは「表現」という「様態」の問題と考えることができる。この意味で「換喩」は「わかりやすい言い方をしなさい」という「様態の格率」に違反しているものと捉えることができる。

「様態の格率」と区別が難しいものは「関係の格率」であるが、「様態の格率」はあくまで表現の仕方の問題であると位置づける。実際、「半袖」と「半袖を着た人」は現実隣接したもの同士であり、関連性は十分にあると考えられる。また、「質の格率」についても、「半袖が多くなった」という表現は実際に衣類としての半袖が街中で多く見受けられるのであるから少なくとも偽ではない。「量の格率」に関しても情報量として適切である（違反するとすれば『衣類が多くなった』等となる）。これらから、「換喩」は一般的に「様態の格率」だけに違反している表現であると考えることができる。

2. 提喩の構造

提喩は「量の格率」に違反したものの一つであり、要求に見合う情報量として「多すぎる」「少なすぎる」ということはあるにせよ、少なくともカテゴリー違反はしていないものと考えることができる。つまり、「白いもの」で「雪」を表す場合、「雪」は「白いもの」の一つであるからカテゴリー違反は行われていない。このような性質は何も提喩に限ったことではなく、普通名詞の構造上きわめて一般的なことである。以下では普通名詞の構造と提喩の構造がどのように類似しているかについて述べる。

2.1. 提喩と普通名詞

普通名詞の指示対象は、個々の具体的なものであったり、抽象的な類一般であったりする。これらの指示対象同士はツリー構造によって相互に関係づけられていると考えられ、その関係を包含関係と呼ぶ。普通名詞を用いた会話を行う場合、会話をするお互いの人間の知識としてこの包含関係がほぼ同じであることが求められる。これは言語的知識、文化的知識を十分に知識として備えているということと同じである。個々の普通名詞の説明では、外延を提示したり、内包を述べることが行われる。

外延：「山」＝ 富士山、穂高岳、宮之浦岳、・・・

内包：「山」＝ 陸地の一、地形の一、自然の一、場所の一、凸形状の一、・・・
山頂を含む、峠を含む、谷を含む、崖を含む、・・・

当然であるが、普通名詞の内包中、提示されている各々にも内包がある。一般原理として、内包が増えれば外延は減少し、逆に内包が減ると外延は増大する。

「地形」＝ 自然の一、場所の一、・・・

陸地を含む、海を含む、平野を含む、河川を含む、山を含む・・・

「自然」＝ 場所の一、・・・

地形を含む、陸地を含む、海を含む、山を含む、・・・

包含関係において、普通名詞と（状況や文脈から）指示対象と目される対象のバランスが一般的な場合に比べて崩れている場合、提喩の成立条件が生まれると考える。つまり、指示対象に対して、表現された普通名詞があまりにも曖昧なものであったり、極端に限定されたものであった場合、そこに提喩の表現効果が生まれる余地が出現する。

外延に関係した提喩の例

例 1（川沿いを歩くハイキングで）「そんな重装備で、富士山に登るつもりか？」

例 2（雲に覆われた穂高岳を見て）「麓は晴れてるけど山の天気はわからないな」

内包に関係した提喩の例

例 3（紅葉で染まった山を指して）ほら、地形（＝山）が真っ赤だよ。

例 4 都会の喧騒を離れて山（＝自然）の中でリフレッシュするのも大事だよ。

3. 反語の構造

反語は「質の格率」に違反したものの一つであり、あえて「偽とすること」を述べることによって表現効果を得る。ここで重要な点は、真偽を判断するためには時や場所、状況、発話者を確定していなければならないということである。これは代名詞（人称詞、指示詞）の構造上一般的なことであり、この点で反語と代名詞は類似していると考えられる。逆に普通名詞では、例えば「山」が「地形」の一つであるということは、時や場所によらず真であると判断することが可能である。以下では代名詞の構造と反語の構造がどのように類似しているかについて述べる。

3.1. 反語と代名詞

人称詞や指示詞の指示対象は基本的に具体的なものであり、それはこれらが文脈や状況の中でしか使われないことがないためであると考えられる。ある文脈や状

況に依存することを前提しているということは、どのような条件の場合にその人称詞／指示詞が誰を／何を指すことになるかという点が重要となる。

外延：「私」＝ {小泉純一郎、菅直人、小沢一郎、・・・}

内包：「私」＝ 「私」ということばの話し手

外延：「あなた」＝ {小泉純一郎、菅直人、小沢一郎、・・・}

内包：「あなた」＝ 「あなた」ということばの聞き手

“「私」の内包＝一人称代名詞、自分自身のこと” は文脈や状況に言及していないためここでは採用しない。また、“「私」の内包＝発話の話し手自身” とだけしてしまうと、しゃべっている人間すべてに対して「私」と呼びかけることを許してしまう。その“発話中の”の“発話”がどの時点のものであるかを指定する必要がある。この指定規則の存在を仮定しないと、先ほどまでしゃべっていた相手(A)のことを“話し手”と解釈してしまう可能性を否定できない。

例5

A：「私、田中と申します」

B：「ああ、私が田中」

A：「いや、あなたではなくて、私が田中なんです」

B：「だから私が田中なのでしょう？」

同じく、“「あなた」の内包＝発話の聞き手” とだけしてしまうと、以下のような例を許してしまう。以下はAがBを絶対的に“聞き手”として解釈した結果おきる誤用である。

例6

A：「私、田中と申します」

B：「ああ、あなたが田中」

A：「いいえ、あなたが田中ではなくて、私が田中なんです」

このような誤用の原因としては、“話し手”と“聞き手”という語が互いに相対的であることからくると考えられる。これを避けるためには、一連の対話中のどの時点での“話し手”あるいは“聞き手”であるかを絶対的に定義付けていく必要がある。この観点から既述の定義が考えられるのだが、この定義は「私」の説明の中に「私」ということばが入りこむという同義循環があらわれ、この点で普通名詞の定義とは性質が異なる。実際に、普通名詞「山」の定義として強引に“「山」＝山であるところのもの”とすることもできるが、この場合、左の被定義項は引用符で括られた“「山」”であり、右の定義項では引用符なしの“山”である。

「私」＝「私」ということばの話し手

この定義から、「私」ということばは“「私」ということばの話し手”の省略表現であると考えることができる。極端にいうと、「私」は省略表現としてしか現れないとも言える。普通名詞における概念同士の包含関係に対して、ここで記号同士の包含関係（省略表現という意味で）を考えることができる。そして、代名詞を用いた会話を行う場合、この記号同士の包含関係を共通知識として持っていることが求められる。言い換えれば、日本語を十分に使用できる者はみな、「私」という語が“「私」ということばの話し手”のことであり、この知識を持ち備えているということである。

ここで例5の会話が正常に行われた場合の流れを確認してみたい。

- ① 「私が田中です」ということばを聞いた人は「私」ということばを発している人物が「私」の指示対象であり、その指示対象が「田中」と理解する。
- ② ここで「名前しか知らなかった田中という人がこの話し相手だったのか」と想起し、そのことを表現しようとする。
- ③ 「私」ということばの指示対象は目の前の話し相手となるのだが、「私」ということばを自分がしゃべった時点でその指示対象が入れ替わるので、ここで“「私」＝目の前の相手”という図式を捨てる。
- ④ 自分が何かをしゃべった時点で相手はそのことばの聞き手となるので、ここでは“「あなた」＝「あなた」ということばの聞き手”に基づき、「ああ、あなたが田中」と表現する。

この流れの中で重要なのは、③の“「私」＝目の前の相手”という図式を捨てる」という箇所である。この図式を捨てなければ、例5のように誤用が生まれる。ところで、この誤用を無理に解釈しようとする、Bがいう「私」は実は「あなた」のことと測することになる。「私」と「あなた」は反対の指示対象であるわけであるから、ここに反語の構造との類似点があると考えるのである。

反語の例

例7

A: 「いい天気だ」

(急に通り雨がきてずぶ濡れになる)

A: 「いい天気だ」

このAの発言をかりに陳述の発話行為として考えると以下のように定義できる。

陳述としての「いい天気だ」が指す対象の定義：

(陳述)「いい天気だ」＝「いい天気だ」ということばを発した時点でその発した人物が真であると判断したこと（すなわち天気の良い様）

陳述としての「X」が指す対象の定義：

(陳述)「X」＝「X」ということばを発した時点でその発した人物が真であると判断したこと

ここでAは雨に降られた時点で何かことばを陳述として発するとき、(陳述)「いい天気だ」を捨てなければならない。しかしこれを捨てずにそのままの形で発したためある種の誤用が生じる。しかし、その誤用の誤り加減が明確でありすぎるため、逆の意味を想起させる結果となると考えられる。つまりその過度な誤り加減が、発話内容の全否定をもってして臨むべきとの動きを生じせしめられると思われる。ここで発話内容の全否定は、本来Aが感じているはずの「いやな天気だ」に相当する。繰り返しになるが、例5においてA「私が田中です」、B「ああ、私が田中」という会話でBが「私」という語を過度に誤って使用していることから、これを意味の通るように解釈するにはBがいう「私」は「あなた」と正反対に解釈しなければならないことと関連があるように思われる。

疑問文について同様の手順で定義を仮定すると以下のものになると思われる。疑問の発話行為での反語は修辭疑問という形でとられる。

疑問としての「X」が指す対象の定義：

(疑問)「X」＝「X」ということばを発した時点でその発した人物が知らず、聞き手に情報提供を求めるもの

4. 隠喩の構造

隠喩は「関係の格率」に違反したものの一つであり、あえて関係のないことを述べることによって表現効果を得る。隠喩に限らないが、格率に違反してもこれらが修辭表現である以上聞き手は話し手が言わんとするところを推測しようとする。隠喩が成立する場合、聞き手は少なくとも一つ以上は類似点を見出したものと考えられる。例えば、「学校は刑務所だ」という隠喩が成立する場合、聞き手は「学校」と「刑務所」が「閉鎖的な場所」、「高い塀に囲まれた場所」、「常に監視される場所」等のうちいずれか一つ以上を類似点として見出したということになる。ここで重要なのは類似点は一つあればよく、話し手と聞き手の解釈が違っていてもその後の会話に齟齬が生じない限り隠喩の成立自体に問題はないということである。この隠喩の性質は固有名詞に通じるものがあると考えられる。以下では固有名詞の構造と隠喩の構造がどのように類似しているかについて述べる。

4.1. 隠喩と固有名詞

固有名詞は一般的に「同じ種類に属する他のものから区別するために、そのものだけに付けた名を表す語」等と説明される。「木村拓哉」を例にとると「俳優」の外延は多々あるが、固有名詞「木村拓哉」はそれらから区別する役をはたしている。また、固有名詞は世界で唯一のものを指す面があるのは確かであるが、そのことはそれが一つしかないということではない。例えば、商品名などは唯一のものを指すが、実物自体は多数存在する。

外延:「木村拓哉」= {「木村拓哉」という名前の人物}

内包:「木村拓哉」=男、歌手、俳優、SMAP の一員、1972 年 11 月 13 日生れ、…

普通名詞と固有名詞との違いは、固有名詞では内包を十分に知識としてもっていなくとも会話に齟齬することがないということである。「木村拓哉」でいえば、極端な話「男」であることさえわかっているならばこの固有名詞を用いた会話は可能である。このように“最低一つでも知識が共通している”関係は普通名詞との相違点である。普通名詞では、一般的に会話に齟齬を生じさせないためには充分な知識が必要であるといえる。

固有名詞と普通名詞のもっとも大きな違いは、普通名詞では内包が現実の客観世界に即している必要があるのに比べ、固有名詞では極端に言えばほとんど思いこみのレベルの内包でも許される場合が可能であるという点である。これは“最低一つ”知識が符号すればよいということから帰結している。

B が A から固有名「N」を学んだとするならば、B は、「N」によって A が指示するのと同じ対象を指示することを意図する。したがって、こうした継承の歴史をさかのぼるならば、「N」は、この固有名を最初に言語に導入した人あるいは人々が意図したのと同じ対象を指示することになる。ただし、固有名の継承の連鎖の末端にいる使い手は、自分に至るこの連鎖をいちいち辿ったりはしないし、だいいち、それはほとんどの場合不可能である。固有名の個人による使用は、その個人の属している言語共同体およびその歴史に依存している。したがって、たとえ固有名「N」のある使い手が、「N とは何のことか」という問いに対して一意的な記述で答えることができないとしても、その使い手は「N」を問題なく使用できるのである。

飯田隆 (1995) p.295-296

ここで飯田が述べている内容は Kripke(1980) において展開された固有名の議論に基づいているのだが、これを煎じ詰めて述べると次のようになる。固有名は

最初にそれを名付けた人から次の人へ継承されるとき、継承される方の人は名付けた人が指すものと同じものを指す意図を持たなければならない。逆に考えると、同じものを指す意図を持って継承が行われれば、たとえある継承の段階で勘違いがあったとしても固有名は成立すると言える。

例えば、「佐々木小次郎」なる人物が実はかなりの高齢であり物干し竿なる長刀を使用していなかったという史料が見つかったとした場合、厳密に考えるならば過去においてほとんどの人々が「佐々木小次郎」の指示対象を誤って認識していたということになる。しかしだからといって過去において人々が「佐々木小次郎」という固有名を用いた際、実は長刀を用いないある老人のことを指していたということにはならない。少なくともその史料が発見されるまでは、「佐々木小次郎」という固有名は長刀を用いる青年を指していたと考えるべきであろう。ここで重要なことは、普通名詞の「山」が実は人々の勘違いで「自然物」ではなく「人工物」であったということはあるが、固有名の場合はそのような勘違いがありえ、しかもあったとしても勘違いが発覚する以前のその固有名の使用が否定されないということである。以下の Searle(1979) の隠喩に関する考察の中でこれと同様なことが述べられている。

さしあたっては、類似性が隠喩の了解においてはしばしば一役買うとしても、隠喩的言明が必ずしも類似性の言明ではない、ということを手を主張しておこう。(中略)

私が主張したいと思うのは、類似性が隠喩の産出および了解に関わっているのであって、その意味に関わっているのではない、ということである。

隠喩的言明が必ずしも類似性の言明ではない、ということを示す第二の簡明な論証は、隠喩的意味の推論の基礎となっている類似性の陳述が偽である、ということが判明してもなお、隠喩的言明が真であることが往々にしてある。たとえば私が、

(6) (MET)リチャードはゴリラだ
と言って、

(7) (PAR)リチャードは獐猛で手におえない、すぐ暴力をふるう・・・
といった奴だ
ということを表意したとしよう。

(中略)

ところが動物行動学の研究によって、ゴリラは少しも獐猛で手におえないものではなく、実際には内気で感じやすく、感傷の発作に耽りたがる動物である、ということが判明した、と私は聞かされている。そこでそのように想定してみよう。(中略)

「ゴリラ」という語が隠喩的に用いられることによって伝えようとした諸特性をゴリラがもっていないということが判明してもなお、隠喩的言明が真でありうる(・・・)

Searle (1979) 邦訳 p.99-100

ここで「隠喩的言明が真でありうる」ということは、ゴリラについての勘違いが発見されたとしても過去において述べられた「リチャードはゴリラだ」という隠喩が実は「リチャードは内気で感じやすい」ということを表していたということにはならないということである。ここに隠喩と固有名詞の類似点が見出されると考える。

固有名の例

例 8

A:「キムラタクヤって結構人気あるよね」

B:「ああ、そうかもね」

野球球団の広島カープに「木村拓也」という選手がいるが、ここでAとBのそれぞれが歌手の「木村拓哉」と野球選手の「木村拓也」として考えていたとしても、その後の会話で齟齬が生じないかぎりこの固有名は順調に使用されたといえる。固有名は Kripke がいうように「鎖のように広がって」いくのだとすると、まさに鎖が一点でつながれているように最低限一点だけお互い共有してさえいれば使用の条件が整うものと考えられる。

隠喩の例

例 9

A:「田中君は木村拓哉だね」

B:「ああ、そうかもね」

この隠喩表現の場合は、例 8 よりさらに会話が順調に進められる可能性が高い。固有名は確かに一点だけ共有していれば使用条件は整うが、その後の会話で食い違いが出てくることも十分ありえる。しかし隠喩の場合、たとえ「木村拓哉」と「木村拓也」の違いが判明した場合においても、すでに「ああ、そうかもね」と意味の伝達を了解した時点で隠喩としての表現伝達が行われたということができると考える。

5. 換喩の構造

換喩は「様態の格率」に違反したものの一つであり、わかりにくい言い方、曖昧な言い方をすることによって表現効果を得る。わかりにくい言い方、曖昧な言い方という点は何も換喩に限ったことではないが、ことばの表現面での不十分さ

が換喩の構造としてあると考える。本稿では換喩は省略表現の一つとして捉えているが、まさに省略されたことによって表現がわかりにくく、曖昧になったものということである。また、省略表現は引用表現と同じ構造を持っているものと考え、以下では引用表現の構造と換喩の構造がどのように類似しているかについて述べる。

5.1. 換喩と引用表現

引用符で囲まれた部分（または囲まれるべき部分）を引用表現とし、ここでは単語単位のものとして考えていく。単語単位として扱う理由としては、たとえそれが文の形をしていたとしても引用符で囲まれた時点で一まとまりの文字ラベルの身分となると考えるためである。引用表現は基本的に元となるものから引用するという意味でそもそも省略表現の一つであると考え。省略表現はその性質上、元の文を復元することが正確な意味では不可能である（当然ある程度の範囲にしばることは可能である）。「先輩に『呼んでこい』って言われた」という場合、「来い」が引用表現であり、省略表現でもありえるが、その省略された部分は「* *と* *呼んでこい」、「あいつら呼んでこい」等と幾通りにも推測可能である。

その省略表現のうち、省略される前と後の語が指示する対象がカテゴリーを異にする場合、換喩の成立条件が生まれると考える。

換喩の例

例 10 (夏の衣替えの時期に)「半袖が多くなってきたな」

外延：「半袖」＝ {「半袖」} ←文字

内包：「半袖」＝ 「半袖を着た人」ということばの一部、「半袖を着た男」ということばの一部、「半袖を着た女」ということばの一部、・・・

内包で“「半袖を着た人」ということばの一部”、“「半袖を着た男」ということばの一部”、“「半袖を着た女」ということばの一部”とあるが、当然省略された元の部分はこれだけに限定されるものではない。しかし、このようなもののうち最低一つ以上を聞き手が想起しさえすれば、「半袖が多くなった」の「半袖」が衣類のそれだけでなく人間を表していると解釈できる。そして、省略される前の文字列が話し手と聞き手が違った場合においてもその後の会話で齟齬が生じなければ換喩が成立するという点は、隠喩と固有名の場合と同様である。たとえば、話し手は“「半袖を着た男」ということばの一部”であったのに、聞き手が“「半袖を着た女」ということばの一部”と解釈した場合でも特に齟齬は生じないと考えられる。

換喩の構造として、このようなまわりくどい考察を行うのにはわけがある。それは“「半袖」＝ 半袖を着た人」といった定義は不適切であるという理由による。「半袖」はあくまで衣類であり、これを時と場合によって人間をも表しうるとす

るならば、「衣類」の上位概念である「無生物」と「人間」の上位概念の「生物」の対立が解消されてしまうことにつながり、概念体系そのものが瓦解する可能性がある。このことから少なくとも省略表現は文字列の省略という立場をとるべきと考える。

6. まとめ

以上、提喩・反語・隠喩・換喩の構造についての考察を素描したが、この4種類の修辞技法はそれぞれ普通名詞・代名詞・固有名詞・引用表現の構造と類似している点があり、互いに関係性を持つものとする。その関係性とは、「普通名詞・代名詞」⇔「固有名詞・引用表現」の対立と、「普通名詞・固有名詞」⇔「代名詞・引用表現」の対立である。前者は「固定した定義を持つもの」⇔「最低一つ以上定義が共有されていればよいもの」、後者は「概念体系」⇔「文字列の省略」といったものである。今後はこれらをさらに一般化した上での理論考察、ならびに他の修辞技法との関連について考察を深めていく予定である。

【参考文献】

- 飯田隆 1995 『言語哲学大全Ⅲ』 劉草書房
飯田隆 2002 『言語哲学大全Ⅳ』 劉草書房
中村明 1991 『日本語レトリックの体系』 岩波書店
橋元良明 1989 『背理のコミュニケーション』 勁草書房
安井泉編 1992 『グラマー・テキスト・レトリック』 くろしお出版
Kripke, Saul. A. 1980 *Naming and necessity*, Harvard University Press. 八木沢敬,
野家啓一訳 1985 『名指しと必然性』 産業図書
Searle, J.R. 1979 “Metaphor”, *Metaphor and Thought* ed. By Andrew Ortony,
Cambridge University Press. 佐々木健一他訳 1986 『想像のレトリック』 劉草書房

(あらしろ なおき／早稲田大学メディアネットワークセンター助手)